

町の民生委員児童委員の一斉改選が行われました

それぞれの地域に次の方々が選任されました。任期は令和元年12月1日から令和4年11月30日までの3年間です。

住所	氏名	区分	担当自治会
幸町	佐久間 基一	再任	幸町
本町	古澤 美知子	再任	本町
西2条	大場 建男	再任	西町
東3条	手賀 幸子	新任	東町
緑町	大野 広子	再任	達美町、緑町1
達美	鷹鷲 とし子	再任	緑町2、緑町3
新町	庄子 京子	新任	新町、柏町、高台町
旭町	清水 由美子	新任	旭町1、旭町2
旭町	小川 良子	新任	旭町3
豊永	杉山 敏行	再任	豊永2
豊永	廣岡 壽幸	再任	豊永3
豊永	伊東 美喜子	再任	豊永4
共和	石井 満	新任	共和1の一部、共和2
共和	新井 昇	再任	共和3
共和	笠川 早苗	再任	共和4
活汲	小笠原真知子	再任	活汲中央
活汲	後藤 千枝子	新任	東岡、活汲1・3、岩富
達美	千葉 房子	再任	達美、最上、西達美、東達美
上里	中山 静男	再任	豊永1、美都、上里、高台
双葉	竹原 洋子	再任	共和1の一部、恩根、栄、双葉
大昭	迫田 栄治	再任	本岐市街、本岐2、大昭、布川沼沢、木樋、二又
相生	土田 憲保	再任	相生
布川	河本 玲奈	再任	町内全域 (主任児童委員)
豊永	溝口 幸恵	新任	町内全域 (主任児童委員)

民生委員・児童委員とは？

民生委員法及び児童福祉法により、民生委員・児童委員は、国・北海道から委嘱されますが、皆さんと同じ住民の立場で活動しています。私たちの地域を暮らしやすいものにするために、さまざまな活動を行ったり、暮らしに関する相談を受けています。

困ったことや心配ごと、援助を必要とする相談には、住民の立場にたって対応します。また、福祉サービスに関する情報の提供や、役場や社会福祉に関する活動を行う人などとの連携で問題解決のお手伝いもします。

暮らしのこと、困ったこと、悩みごとなどありましたら、民生委員に気軽に相談してください。

くらし関係



家族の関係



在宅生活関係



育児教育関係



津別町民生委員児童委員協議会事務局
役場保健福祉課 ☎76-2151 (内線277)

灯油などの燃料購入費を助成しています

町では、灯油価格の高騰などで影響が深刻となる低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯に対し灯油購入費等の一部を助成しています。

■対象者

令和2年1月1日現在で津別町の住民基本台帳に登録されていて、令和元年度の町民税が非課税で、次の要件のいずれかに該当する世帯となります。ただし、生活保護世帯、福祉施設入所世帯(ケアハウスは除く)及び医療機関に長期入院している世帯は除きます。また、住民基本台帳上では別世帯でも、同居している場合は同一世帯とみなします。

【高齢者世帯】

- ① 70歳以上の独居世帯
- ② 65歳以上の方で構成されている世帯で、そのうち70歳以上の方が1人以上いる世帯

【障がい者世帯 (年齢は問いません)】

※申請時に手帳を提示してください。

- ③ 身体障がい者手帳を所持し1級、2級に該当する方が属する世帯
- ④ 知的障がい者で療育手帳を所持しA判定の方が属する世帯
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳を所持し1級に該当する方が属する世帯
- ⑥ 配偶者のいない女子及び男子が満18歳未満の児童を扶養している世帯

■助成金額

1世帯当たり1万円とします。

■申請期限

令和2年3月31日まで (土・日・祝祭日は除く)。
※郵送による受付も令和2年3月31日必着。

■申請方法

所定の申請書(広報つべつ1月号の折込チラシ裏面も申請書)に記入押印し、振込口座を記入のうえ申請してください(代理申請、郵送申請も受付しますが記入もれにご注意ください)。
窓口で申請される方は、印鑑、通帳を持参のうえ申請してください(障がい者世帯区分で申請する方は、障がい者手帳も持参してください)。

■申請・問い合わせ先

保健福祉課福祉係
(1階11番窓口)
☎76-2151
(内線277、233)

人生を楽しく、豊かにする 津別町の社会教育特集！

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください

人生を楽しく、豊かにするために必要なのが社会教育。学校教育以外の学びの場を、赤ちゃん(パパ、ママ)から子ども、学生、大人から高齢者まで、様々な世代に提供している津別町の社会教育ではどんな事業をしているのか？ また、社会教育に力を入れる理由とは？ ぜひご覧ください。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

《取材希望企業・飲食店・生産者募集! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151 (内線216)

屋根から落ちる雪や氷による 危険防止対策のお願い

屋根に積もった雪や氷、つららが落ちることで、歩行者がけがなどをしないよう、次のような対策をお願いいたします。気温の高い日は、特に注意してください。

- 1 屋根の雪や氷、つららが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため丈夫な滑り止めなどを付けるようにしてください。
- 2 雪の滑り止めがあっても、強さが足りなかったり、針金などがさびついたりして落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところは修繕してください。
- 3 屋根の雪や氷、つららは、気温が急に上昇したとき、特にマイナス3度からプラス3度位になったときに落ちやすくなります。歩行者や遊んでいる子どもたちに注意すると共に、早めに雪や氷、つららなどを落としてください。
- 4 突出看板などからの落水雪は、少しでも危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除くようにしてください。
- 5 歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根などの敷地内の雪は絶対に道路へ出さないでください。
- 6 軒下を通行するときは、屋根からの落水雪に十分注意するようにしてください。
- 7 軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。

問い合わせ先
建設課道路河川係
☎76-2151(内線251)

